

令和 3 年 6 月 8 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K13523

研究課題名（和文）平安時代の在地秩序と律令官人制に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Basic research on the local order and the Ritsuryo officer system during the Heian period

研究代表者

十川 陽一（SOGAWA, Yoichi）

慶應義塾大学・文学部（三田）・准教授

研究者番号：70738509

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究により、以下のような点が明らかになった。まず、平安時代の地方社会において、中央の有力者との繋がりも介しながら積極的に受容されていったが、身分の上昇に対する需要も一定の意味を持つなど、国家的な身分秩序である点も大きな意味を持ったとみられる。さらに、こうした官人身分の全国的な展開により、地方社会の秩序が維持されていたこと、さらに律令国家があくまでも官人の存在を媒介として全国的な支配を維持しようとしていたことも指摘できる。以上から、律令国家と地方社会は、双方の需要に対応しながら展開することで、律令官人制が日本列島の広範囲に定着することとなったと考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

古代の制度である律令制が日本の歴史にどのような意味を持ったのか、という点については、例えば古代～中世の接続を考える上でも重要であるにも関わらず、律令国家が崩壊して中世に移行するという言説も依然として根強い。しかし、本研究の成果からみれば、中世へとつながる平安時代の地方社会は、あくまでも律令国家の存在を前提として生起すると考えられる。本研究そのものは、中世まで直接的に及ぶものではないが、中世史なども含めた広い時代を見通して地方社会について議論するための基礎的な視点を、古代史の側から提示することができたと考える。

研究成果の概要（英文）：The following points were clarified by this study. First, in the Heian period local communities, the system of officials was actively accepted through connections with central influential people, however, it seems that the national order of status also had a great meaning, such as the demand for rising status has a certain meaning. Furthermore, it can also be pointed out that the order of the local community was maintained by the nationwide expansion of such official status, and the Ritsuryo nation was trying to maintain the national rule through the existence of officials. From the above, it is considered that the Ritsuryo official system has become established in a wide area of the Japanese archipelago by developing the Ritsuryo nation and the local community while responding to the demands of both parties.

研究分野：日本古代史

キーワード：律令国家 律令官人制 在地社会 散位 古代の東北地方

1. 研究開始当初の背景

日本の古代国家は、中央主権国家たる律令国家として成立する。その地方支配のあり方については、国・郡司制を中心として膨大な研究の蓄積があり、近年でも全国各地から出土する木簡や墨書土器などの文字資料によって、在地社会の具体像が明らかにされつつある。このような関心は、律令国家がいかにして日本列島を支配したのか、という点に留まらず、官人制が地域社会にどのような影響を与え、古代末から中世にかけての武士の誕生とどのように関わるのか、という問いへも繋がるため、研究上重要なテーマの一つである。特に、本研究で注目する官人制との関係についても、近年では梅村喬・中村順昭・森公章の各氏らによって研究が総括されつつある。

しかしこうした状況に反し、古代史学界においては近年新しい議論がなされているとは言い難い状況でもある。特に史料上の制約もあり、9・10世紀の下級官人がどのような過程・手続によって任命されたのかなどの基本的な問題がほとんど明らかにされないままである。その一方、中世史の側からの議論は活発で、小原嘉記氏などを中心に、古代まである程度目配りされながら多くの業績が挙げられている。ただしこれら中世史における議論の中では、律令国家の行き詰まりや、それによる制度的な断絶が強調されており、律令制が有する前身としての意義や、古代以来の地域社会の変遷の具体像などは捨象されているといっても過言ではない状況にある。本研究では、律令官人制という古代国家の統治システムが日本列島に与えた影響から、古代～中世の在地社会が展開する過程について検討するものである。

2. 研究の目的

律令国家における支配階級である官人身分が、平安時代の地方社会にどのような形で受容され具体的には、律令国家における支配階級である官人身分が、平安時代の地方社会にどのような形で受容され展開したのかという問題を通じ、日本列島の社会形成に律令国家がいかなる役割を果たしたのか、検討する。特に、代表者がこれまで注目してきた“散位”(位階のみ有し官職にない者)と、在地における有力者との関係を中心として、古文書や出土文字資料なども用いながら定位し、平安時代の地域社会の具体像を明らかにする。

近年の地方支配に関する研究は、古代史では必ずしも活発とは言い難い状況にあり、中世史の議論を遡及する形で論じられることが多い。本研究では、律令官人制という古代国家の統治システムが日本列島に与えた影響から、古代～中世の在地社会の展開の一端を解明することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究課題の目的である、官人身分が平安時代の地方社会において果たした役割を明らかにするため、まず、中世初期まで含めた研究史整理、『平安遺文』収録の古文書や、関連地域の出土文字資料を中心とした史料収集と整理を実施した。

これらを踏まえ、在地における散位と下級官人の展開について検討を進めた。具体的な方法としては、相模国を事例に、中央の権門との接点の中で地方の勢力が成長してゆく過程について基礎的な考察を加えながら一定の見通しを得た。また、全国的な動向の検討に加え、東北地方を主なフィールドとした地域的な視点も取り入れ、秋田県(横手盆地)・岩手県(奥州市付近)および山形県域における出土文字資料の調査・整理を行い、在地における官人と地域支配の展開を視野に入れつつ、東北地方における律令官人制受容の様相について検討した。

また、散位についての基礎的な理解を深めるため、中央官人社会を対象としつつ、散位の官制上の位置づけについても検討を進めた。

その上で、平安時代の在地有力者の在り方として、9世紀前半に急増する武散位(武官解任の散位)を手掛かりに、衛府舎人への展開や、王臣家の地方進出などと合わせて検討を加え、官人身分をめぐる在地からのニーズと、国家による支配体制維持の関係について論じた。

4. 研究成果

本研究課題の目的として掲げた、官人身分が平安時代の地方社会にどのような形で受容され展開したのか、日本列島の社会形成に律令国家がいかなる役割を果たしたのか、平安時代の地域社会の具体像について、上記の研究によって、以下のような点が明らかになった。

まず、散位の身分について、政変などに関わった者(特に五位以上官人)を、散位へ貶降する処分がなされていることに注目して検討を加えた。律令制の下では、五位以上官人は貴族であり、贖銅(刑罰を罰金で振り替える)や官当(刑罰を位階で振り替える)などの刑事特権が与えられた。ただし身分等に関する処分については、数年で政治的地位を回復することができる制度であった。しかし、このような律令に基づく処分とは別に、反逆罪などの重罪を犯して散位に降格された場合、あえて散位として官人秩序の中にとどめ置いて、飼い殺しにするかのような処分が行われている。このことは、日本における律令制の統治システムが、天皇と諸氏族との関係を前提として形成されたことを反映し、律令制度における重要な統制手段であったことを示している。

る。こうした点も含め、散位という身分が単なる待機ポストではなく、官人統制に大きな役割を果たしていたことを明らかにした。

つづいて地方について、まず東北地方に関する成果から整理する。東北地方は、国造制などの前段階を経ずに律令官人制が導入された地域も多く、地域の人々と律令官人制の関係がより明確に見出せる地域と考えられ、官人制研究において重要な視点をもたらすフィールドである。

一般的な地方社会では、官職が中心となって受容される傾向にあるが、古代の東北においては、基本的に位階が官職に先行して与えられる場合が多かったことが明らかとなった。そしてその位階は、国家に対して朝貢する者、功績のあった者・功績を期待される者に対して与えられるものであった。また、位階を得たものを、擬任郡司・剡守などの官職に准じるポストへと編成していった様子も窺えるように、位階を基準とした国家的な官人制の展開が確認できることを論じた。こうした陸奥・出羽における位階の受容は、位階の獲得による在地での権勢確立という志向が背景にあったことを明らかにした。すなわち、あくまでも在地での活動のために位階を受容していたものと考えられる。そして、律令国家の側もこうした需要を理解した上で官人制を展開していったと評価できることを指摘した。

また東北地方の出土文字資料収集に基づく成果として、平安初期の出羽国を中心に、陸奥・出羽両国における豪族支配と国内統制の在り方について検討した。9世紀前半の出羽国では、弘仁の征夷後に短期間でも経営状態を向上させている。また9世紀後半になると、出羽国内の諸豪族が国郡務と関わって活動する様相を見出すことができる。こうした背景には、当該地域における王臣家の進出と国司の介在によって、9世紀初頭の出羽国における開発が進行したことが豪族の成長を促し、出羽国の経済的地盤を形成したことが挙げられる。東北地方は、全国的にも早い時期に富豪層の形成がみられる地域と考えられるが、こうして9世紀前半までに陸奥・出羽において成長した有力者を国司が把握し、それらの私富を活用する体制が整えられてゆく過程を明らかにした。

さて、地方社会における官人制の受容について、まず相模国などを事例として検討を進めた。奈良時代の相模国出身の豪族で、都を含む遠距離交易活動を行っていたとみられる漆部伊波の存在、また東北地方での征夷に派遣された人々が勲位を獲得することで官人身分のサイクルに組み込まれること、さらに勅旨田の設置によって地方と中央の権門との接点が形成される過程で在地有力者が官人身分を獲得する、といった事例が挙げられる。これらは、個々別々の論点ではあるが、8～9世紀を通じて、人や物の移動に伴う位階の獲得や地域での権威の確立など、交易・交流と官人制とが有機的なサイクルを形成していたことが改めて確認できる。このように、律令官人制が人や物の移動におけるインフラとしての役割を担う側面があったことを明らかにした。

そして、平安時代の在地有力者の在り方として、9世紀前半に急増する武散位（武官解任の散位）を手掛かりに、衛府舎人への展開や、王臣家の地方進出などと合わせて検討した。8世紀に武官解任の散位として出発した武散位は、兵衛の存在を一つの素地として地方に展開した。兵衛は郡司子弟からの採用ながら、9世紀には郡司層以外の在地有力者の帯びる肩書の中に武散位が散見される。その背景には、9世紀初頭ごろからの武芸人の採用といった新たな近衛への出身ルートの展開もあって、譜第の郡司層以外も衛府舎人へと進出するようになったことなどが指摘できる。このように肩書としての武散位は、兵衛・近衛などの採用方法と連動し、その他の官人身分とともに在地における肩書の一つとして展開することとなったと考えられる。こうした武散位を輩出する氏族は、衛府舎人や院宮王臣家人を輩出する氏族でもあったが、9世紀には衛府舎人や彼らの郡司主政帳・国司史生への転任コースが拡大したことにより、10世紀初頭までには武散位への需要は衛府舎人へと漸次吸収されてゆくことになる。また、こうした衛府舎人への需要拡大の結果、員外を中心として地方在住のまま舎人となる者も増加してゆく中で、郡司層以外の新興富豪層を中央官人制に取り込むため、地方出身者も含めた帳内・資人の中宮職・春宮坊舎人への遷任、さらにそれらの近衛への吸収、というルートが整備されてゆく過程を明らかにした。こうして、9世紀前半以来の地方における在地有力者と諸司・諸家との重層的・多元的な関係性が、中央官制の中で部分的ながらも近衛・春宮・后宮・王臣家という階梯に再編され、律令官人制の枠組維持が図られていったことを論じた。

以上のように本研究では、律令官人制が支配に重要な意義を持っていたこと、さらに地方社会においても、東北地方など異なる方向性での需要はあるが、基本的に積極的に受容されていたものであったことを明らかにした。地方における需要としては、地方社会内部での地位確立といった側面がある一方、中央との繋がり、すなわち中央官人社会における身分の上昇もあり、平安時代の地方社会にあっても、依然として律令官人制は国家的な身分秩序としての意義を保持し続けていたと考えられる。さらに、こうした官人身分の全国的な展開により、地方社会の秩序が維持されていたこと、さらに律令国家があくまでも官人の存在を媒介として全国的な支配を維持しようとしていたことも指摘できる。

9世紀には、多様な場面において官人制の再編が行われており、そのことを古代社会の転換と評価する論もある。しかし、上記の研究成果を踏まえれば、平安初期における律令官人制の再編は、本質的な部分において令制の基本的な在り方を保持しつつ、社会の現状に対応する形で官人統制の維持・強化をはかったものと評価すべきであると評価できる。すなわち律令国家と地方社会は、双方の目的や需要に対応しながら展開していったものであり、それによって律令官人制が日本列島の広範囲に定着することとなったと考えられる。

なお研究遂行の過程において、こうした成果を踏まえた一般向け書籍の執筆も行い、官人制研

究の概要を社会に広く還元するよう努めた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 十川陽一	4. 巻 707
2. 論文標題 平安前期の在地有力者と律令官人制 武散位・衛府舍人・院宮王臣家人を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『日本史研究』	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 十川陽一	4. 巻 88 3・4
2. 論文標題 「平安初期における出羽国の経営と国内豪族統制」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『史学』	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 十川陽一	4. 巻 15
2. 論文標題 日本古代における五位以上官人の処遇と散位 奈良・平安初期を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』	6. 最初と最後の頁 87-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 十川陽一
2. 発表標題 「古代相模をめぐる官人と交易」（紙上報告）
3. 学会等名 厚木市史シンポジウム 愛甲の古代を探る（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 十川陽一
2. 発表標題 「奈良時代における官人統制～山上氏報告によせて～」
3. 学会等名 続日本紀研究会（大阪歴史学会古代史部会）（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 十川陽一
2. 発表標題 「古代出羽国の経営と郡司 ” 征夷終結 ” 前後の国内豪族統制の中で 」
3. 学会等名 三田史学会大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 十川陽一
2. 発表標題 「平安初期の在地有力者 武散位・衛府舎人と王臣家 」
3. 学会等名 三田古代史研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 十川陽一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 筑摩書房（ちくま新書）	5. 総ページ数 272
3. 書名 『人事の古代史 律令官人制からみた古代日本 』	

1. 著者名 新川登亀男、川尻秋生、田中史生、篠川賢、十川陽一、仁藤敦史、石附敏幸、浅井勝利、李永植ほか26名	4. 発行年 2018年
2. 出版社 勉誠出版	5. 総ページ数 852
3. 書名 新川登亀男編『日本古代史の方法と意義』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------